

メディケア訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社まごころが運営するメディケア訪問介護事業所（以下、「当事業所」という）が実施する指定訪問介護事業所（以下「本事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士・正（准）看護師又は介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。要介護状態の維持・改善をはかり、また要介護状態の悪化を予防する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。

(事業所の名称及び運営主体等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 メディケア訪問介護事業所
(2) 所在地 滋賀県草津市草津3丁目14-44
サテライト所在地
(1) 名称 メディケア訪問介護事業所 サテライト守山
(2) 所在地 滋賀県守山市守山4丁目13-7南喜ビル103号
運営主体
(1) 名称 株式会社まごころ
(2) 本社所在地 滋賀県甲賀市水口町山3938-41

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名：当社の本事業に従事する者

(管理者の職務)

管理者は、本事業の訪問介護員等・その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者2名以上

介護福祉士・看護師、准看護師又は旧訪問介護員研修1級課程修了者、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修を修了した者。

(サービス提供責任者の職務)

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、又は利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員等2.5名以上

介護福祉士・訪問介護員研修修了者。

(訪問介護員等の職務)

訪問介護員等は、訪問介護計画に沿って訪問介護を行う。

(4) その他の補助職員：利用の状況に応じて配置する。

(サービス提供時間・受付時間)

第5条 本事業部のサービス提供時間・受付時間は、下記の通りに定めるものとする。

(1) サービス提供時間は、1年365日24時間対応とする。

(2) 営業日は通常月曜日から、金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(3) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接觸して行うサービスや利用者の日常生活動作（ADL）や意欲の向上のために利用者とともに行う自立支援のためのサービスやその他専門的知識・技術を持って行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス。

(2) 生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などの為、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス。

(利用料等)

第7条 1. 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超える地点から片道10km未満 300円
(2) 通常の事業の実施地域を超える地点から片道10km～片道20km未満 500円

(3) 上記項目(2)の距離を超える場合は、距離を10km増すごとに200円を加算する。
(4) ご利用者の都合により、タクシーを利用した場合は実費負担。

3. 利用者の都合により訪問介護の利用を中止する場合には、下記の通り通知の期限とする。

(1) 火曜日～土曜日利用分の中止を前日までに通知
(2) 日曜日・月曜日利用分の中止を前週金曜日までに通知
(3) 12月30日～1月4日利用分を12月28日（ただし、土曜日・日曜日の場合はその前週の金曜日）の正午までに通知

(4) 8月14日～16日利用分を8月12日（ただし、土曜日・日曜日の場合はその前週の金曜日）までに通知
(5) 上記項目(1)～(4)の日時までに通知をいたしかなかつた場合、キャンセル料として1000円徴収する。ただし、利用者の病変や急な入院等やむを得ない事情による場合はキャンセル料は徴収しない。

4. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、草津市・守山市・栗東市・野洲市・大津市とする。

(事故・緊急時の対応方法)

第9条 訪問介護員等は訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、交通事故、その他事故や緊急事態が生じたときは、速やかに消防や警察主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 職員は、在職中及び退職後においても業務上知り得た秘密を保持する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 1. 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るために、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。
3. 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力をを行う体制を構築するよう努めます。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は当社が別に定める。

(附則)

この規定は、令和6年6月より施行する。